

外第146号  
令和6年2月21日

外国人雇用企業 各位

岐阜県清流の国推進部  
外国人活躍・共生社会推進課長

## 令和6年度「岐阜県多文化共生推進補助金（地域日本語教室運営事業）」 の募集について

向春の候、貴殿におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

県では、在住外国人が地域で安心安全に暮らせるよう、生活に必要な日本語を身に付けるとともに、地域において円滑なコミュニケーションを図り、地域住民との相互理解を深めることを目指し、令和5年12月12日付事務連絡にて概要案をお示ししたとおり、企業における日本語教室の開設を支援してまいります。

つきましては、標記補助金に係る事業実施を希望される場合は、別添募集要項・補助金交付要綱（案）をご確認いただき、まずは、事前相談にお申込み願います。

なお、本件は、本補助金に係る令和6年度予算が成立することを前提としていますので、予めご承知おき願います。

### 1 募集対象事業

岐阜県多文化共生推進補助金要綱別表1第7号（地域日本語教室運営事業）

### 2 事前相談の申込み

補助金申請に先立ち、県地域日本語教育コーディネーター等による事前相談（ヒアリング）を行います。

下記、オンライン入力（Logo フォーム）にて申込みください。

URL：<https://logoform.jp/form/T8mB/499015>

※オンライン入力ができない場合は、県外国人活躍・共生社会推進課までお電話ください。

### 3 事前相談の受付・実施期間

受付期間：令和6年3月1日（金）～4月12日（金）

相談期間：令和6年4月15日（月）～4月30日（火） ※土日祝対応可

#### 4 スケジュール（予定）

- ・～4/12 事前相談の申込み
- ・4/15～ 事前相談の実施
- ・～5/31 交付申請書類の提出
- ・6月中旬 交付決定

#### 5 その他

- ・募集要項、岐阜県多文化共生推進補助金交付要綱（案）を十分確認の上、要望願います。
- ・事前相談のあった事業について、現地調査（ヒアリング）等を行う場合があります。
- ・事前相談後、正式に事業を実施する場合、要綱第5条第1項に基づき、補助金の交付を申請してください。詳細は、募集要項をご覧ください。

岐阜県 清流の国推進部			
外国人活躍・共生社会推進課 多文化共生係			
係長	水野	担当者	山田
〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1			
電話	058-272-1483		
F A X	058-278-2562		
電子メール	<a href="mailto:c11176@pref.gifu.lg.jp">c11176@pref.gifu.lg.jp</a>		